



令和8年度

講師(特別支援教育)(会計年度任用職員) 育休代替等採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職名	講師（特別支援教育）
職務内容	(1) 学校教育法施行規則第 140 条に基づく通級による指導 (2) 校内委員会において教育的支援が必要と判断された児童・生徒に対する在籍学級における指導・支援 (3) 特別支援教育コーディネーターの補佐 (4) その他特別支援教育の推進に必要と所属長が判断し命ずる職務
必要な資格等	教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する小学校教諭普通免許状（専修・一種・二種） ・教員免許状は受験申込日現在、有効のものに限ります。
任用期間	令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
条件付採用期間	原則 1 か月 (※1) 1 か月の実勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	1 名

注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
- ※ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

給 与	【報酬額】 報酬月額 264,712 円（令和8年4月1日現在） ・この報酬月額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、増額又は減額される場合があります。 【費用弁償】 ・このほか条例等の定めるところにより、費用弁償（通勤手当相当、上限 55,000 円/月）が支給されます。
勤務場所	区立小学校 ※就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務時間	勤務日数：任期中 72 日勤務 勤務時間：7：30～17：00 の間において 6 時間 45 分勤務 （休憩時間 60 分又は 45 分を除く。） ※配置先の状況等により、変動する場合があります。
休暇等	1 日 このほか、慶弔休暇等があります。
週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始、所属長が別に定める日 ・学校行事等に応じて変動する場合があります。
保 険	公立学校職員共済組合・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

3 申込み手続き

(1) 申込方法

原則として、インターネットから申込みを受け付けます。千代田区ポータルサイトにアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力してください。

なお、申込みに当たっては、「免許状」等をアップロードする必要がありますので、あらかじめご準備いただくようお願いします。

(申込受付期間)

令和8年10月29日(木) 午前9:00 まで



(申込先)

右のQRコードまたは以下のURLから申し込み専用ページへ遷移します。

<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04lh00000680Rx>

※ 申し込みには千代田区ポータルサイトへの登録が必要です。

※ 添付画像には、iPhoneのノーマルカメラで撮影した写真の画像形式(HEIC・HEIF形式)は利用できませんのでご承知おきください。

※ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、申込みを受け付けた旨のメールが送信されます。メールが届かない場合は、必ず申込受付期間中に下記問合せ先までご連絡ください。

※ システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

※ インターネットからの申込みができない場合には、紙様式をメールでお送りしますので、下記問合せ先アドレスまでご連絡ください。印刷ができない方は、お電話をいただいたうえで、問い合わせ先住所までご来庁ください。

※ 申込時の入力内容により、受験資格の確認を行います。入力内容に虚偽があった場合、職員として採用される資格を失うことがありますので、ご注意ください。

(2) 問合せ先 千代田区教育委員会事務局子ども部指導課 特別支援教育担当

住所 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 4階

電話 03-5211-3666 (直通)

Mail tokubetsushien@city.chiyoda.lg.jp

4 選考の方法及び選考日

選考方法	一次選考：書類審査 二次選考：面接 ※申込みのあった方から一次選考を行い、一次選考を通過した方に二次選考案内をメールにてお知らせします。
面接日	令和8年10月下旬～11月上旬のうち、指導課が指定する日
面接会場	千代田区役所本庁舎（千代田区九段南1-2-1）4階 指導課
合格発表	令和8年11月上旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員にメール、郵送または電話でお知らせします。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

（参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

6 セクシュアルハラスメント防止に関する指針

千代田区は求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。
詳細は、千代田区HPの「求職者等に対するハラスメントの防止対策」のページをご覧ください。

7 こども性暴力防止法に基づく対応について

本業務に従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があつ

たものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものとし
ます。（「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は＜参考2＞を参照）

＜参考2＞学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等
のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。